

酸素欠乏危険作業主任者技能講習のご案内

労働安全衛生法14条（安衛施行令第20条21号、酸欠則11条）では、安衛施行令別表第6（次頁参照）の酸素欠乏危険作業場所については、酸素欠乏危険作業主任者技能講習を修了した者のうちから酸素欠乏危険作業主任者を選任し当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならないとされています。

つきましては、標題の技能講習を下記の要領で開催いたしますので、関係者の受講方ご案内いたします。

※主な危険場所☞タンク、マンホール、ピット、穀物等の倉庫、サイロ、醤油や酒等の醸造槽、立て坑など

1 講習日時（2日間）・科目 （講習時間 12時間）

実施日(曜日)	時間	科目(講習内容)	時間数
平成30年 5月30日(水)	8:50~17:10 (休憩時間含)	関係法令	2時間
		酸素欠乏の発生の原因及び防止措置に関する知識	3時間
		酸素欠乏症及び救急そ生に関する知識	2時間
平成30年 5月31日(木)	8:30~18:00 (休憩時間含)	保護具に関する知識	2時間
		学科修了試験	1時間
		実技：救急そ生の方法	2時間
		実技：酸素の濃度の測定方法	1時間
		実技修了試験	1時間

※学科及び実技の修了試験を行ない、合格者には後日修了証を郵送いたします。

2 受講資格

特になし

3 科目免除者

下記のいずれかに該当すれば、科目免除になります。（講習料は免除なしと同じ）

1. 日本赤十字社の行う救急法の講習を修了して救急員認定証を受けた者
2. 平成10年3月31日までに日本赤十字社の行った救急法一般講習Ⅱを修了して合格証を受けた者
3. 平成6年12月31日までに日本赤十字社が行った救急法の講習を修了して救急員適認証を受けた者

4 講習会場

駅東市民広場 イベントホール赤れんが（岩見沢市有明南1番地）

5 講習料

15,360円(消費税込み)

内訳：受講料13,000円、テキスト代2,160円、Qマスク200円

6 使用するテキスト

酸素欠乏危険作業主任者テキスト(第1版)

7 申込み要領

受講申込書に、講習料、写真2枚等を添えて、協会窓口を持参または現金書留でお申し込み下さい。（※振込み希望の場合は、ご連絡下さい）

8 締め切り

平成30年 5月14日(ただし期日前でも定員20名に達し次第締め切ります)

※会員事業場は、電話で先行予約可能

9 申込みに必要なもの

(1) 写真2枚(30ミリ×24ミリ)

上半身無帽で最近6か月以内に撮影したもの

(※デジタル写真はフォト専用紙に印刷したものに限る)

(2) 科目免除者は、認定証などのコピー

10 留意(注意)事項

欠席の場合の講習料は、講習前日までに連絡がないときは、返金できませんので、ご了承ください。

11 その他

本講習は「建設労働者確保育成助成金」の対象になりますので、一定の条件を満たす建設事業主等は、北海道労働局職業安定部職業対策課分室(電話011-788-9132)に、詳細をお問い合わせ下さい。

〒068-0021 岩見沢市1条西2丁目 岩専会館 3階
 申込み・ 岩見沢労働基準協会内
 問合せ先 公益社団法人北海道労働基準協会連合会岩見沢支部

下記表の※印は、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者の選任が必要です。

【別表第六 酸素欠乏危険場所(第六条、第二十一条関係)】

- 一 次の地層に接し、又は通ずる井戸等(井戸、井筒、たて坑、ずい道、潜函(かん)、ピットその他これらに類するものをいう。次号において同じ。)の内部(次号に掲げる場所を除く。)
 - イ 上層に不透水層がある砂れき層のうち含水若しくは湧(ゆう)水がなく、又は少ない部分
 - ロ 第一鉄塩類又は第一マンガン塩類を含有している地層
 - ハ メタン、エタン又はブタンを含有する地層
 - ニ 炭酸水を湧(ゆう)出しており、又は湧(ゆう)出するおそれのある地層
 - ホ 腐泥層
- 二 長期間使用されていない井戸等の内部
- 三 ケーブル、ガス管その他地下に敷設される物を収容するための暗きよ、マンホール又はピットの内部
 - 三の二 雨水、河川の流水又は湧(ゆう)水が滞留しており、又は滞留したことのある槽、暗きよ、マンホール又はピットの内部
- ※三の三 海水が滞留しており、若しくは滞留したことのある熱交換器、管、暗きよ、マンホール、溝若しくはピット(以下この号において「熱交換器等」という。)又は海水を相当期間入れてあり、若しくは入れたことのある熱交換器等の内部
- 四 相当期間密閉されていた鋼製のボイラー、タンク、反応塔、船倉その他その内壁が酸化されやすい施設(その内壁がステンレス鋼製のもの又はその内壁の酸化を防止するために必要な措置が講ぜられているものを除く。)の内部
- 五 石炭、亜炭、硫化鉱、鋼材、くず鉄、原木、チップ、乾性油、魚油その他空気中の酸素を吸収する物質を入れてあるタンク、船倉、ホッパーその他の貯蔵施設の内部
- 六 天井、床若しくは周壁又は格納物が乾性油を含むペイントで塗装され、そのペイントが乾燥する前に密閉された地下室、倉庫、タンク、船倉その他通風が不十分な施設の内部
- 七 穀物若しくは飼料の貯蔵、果菜の熟成、種子の発芽又はきのこ類の栽培のために使用しているサイロ、むろ、倉庫、船倉又はピットの内部
- 八 しょうゆ、酒類、もろみ、酵母その他発酵する物を入れてあり、又は入れたことのあるタンク、むろ又は醸造槽の内部
- ※九 し尿、腐泥、汚水、パルプ液その他腐敗し、又は分解しやすい物質を入れてあり、又は入れたことのあるタンク、船倉、槽、管、暗きよ、マンホール、溝又はピットの内部
- 十 ドライアイスを使用して冷蔵、冷凍又は水セメントのあく抜きを行つている冷蔵庫、冷凍庫、保冷貨車、保冷貨物自動車、船倉又は冷凍コンテナの内部
- 十一 ヘリウム、アルゴン、窒素、フロン、炭酸ガスその他不活性の気体を入れてあり、又は入れたことのあるボイラー、タンク、反応塔、船倉その他の施設の内部
- ※十二 前各号に掲げる場所のほか、厚生労働大臣が定める場所

酸素欠乏症は、致死率が高く非常に危険です！

